

5 東彼杵町規則第 2 1 号

東彼杵町税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 3 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

### 東彼杵町税条例施行規則の一部を改正する規則

東彼杵町税条例施行規則（昭和50年規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
様式第130号（第24条関係） （略）	様式第130号（第24条関係） （略）

### 附 則

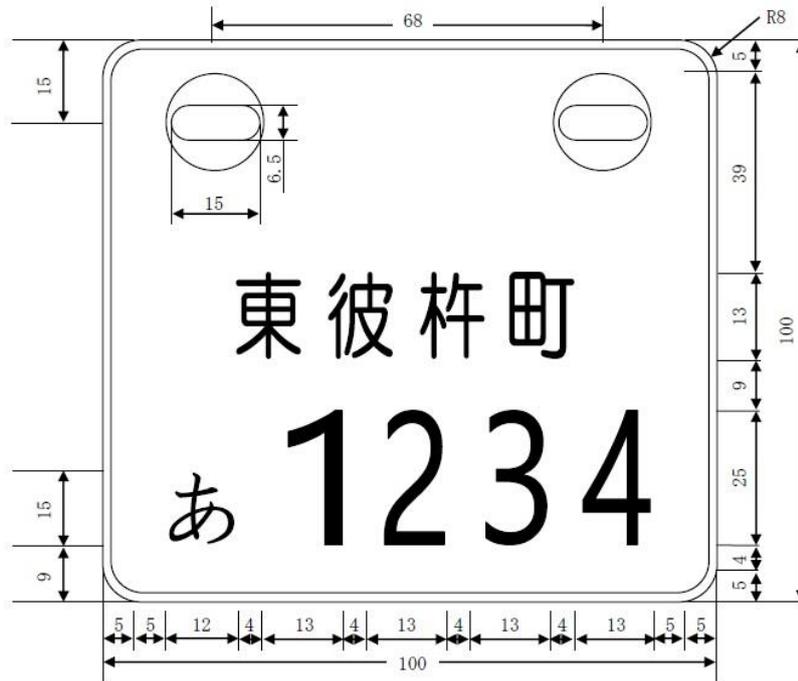
この規則は、公布の日から施行する。

様式第130号(第24条関係)

原動機付自転車及び小型特殊自動車（特定小型原動機付自転車を除く）



特定小型原動機付自転車



備考

1. 車両番号は、図式の例により、上段に町名を、下段に、原則として平仮名文字（お、し、へ、み、ゑ、んを除く。）及び4桁又は3桁の数字（下1桁2桁4、9、42を除く。）をもって表示すること。ただし、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径10mmの点で表示すること。
2. 番号標は、金属製のもの又は金属及び透明材料を用いたものとし、車両番号は、浮出しとする。この場合において、金属及び透明材料を用いたものにあつては、金属製と同程度に堅牢で使用に十分耐えるものであること。
3. 地方税法に掲げる標識の地色は、次によること。
  - (1) 50cc以下、または0.6kW以下の原動機付自転車、0.6kW以下の特定小型原動機付自転車は白地
  - (2) 50ccを超え90cc以下、または0.6kWを超え0.8kW以下の原動機付自転車は薄黄地
  - (3) 90ccを超え、または0.8kWを超える原動機付自転車は薄桃地
  - (4) 三輪以上20ccを超え、または0.25kWを超える原動機付自転車（(1)に掲げるものを除く。）は薄青地
  - (5) 小型特殊自動車は薄緑地
4. 標識の文字の塗色は、濃紺色とすること。